

令和7年度横浜市自治体窓口DXSaaS等構築及び運用・保守業務委託 プロポーザル評価基準

大	小	カテゴリ	評価項目	評価の着目点	400					比率	
					A(5/5)	B(4/5)	C(3/5)	D(1/5)	E(0/5)		
1	1	基本事項	業務理解	本業務や横浜市が目指す窓口業務改革について、その目的や重要性を十分理解しているか。	深く理解していると認められる。	-	理解していると認められる。	-	理解していると認められない。	10	ER
1	2	基本事項	業務実績	政令指定都市又は中核市への、自治体窓口DXSaaS又は同等程度の機能を有する窓口支援システムの導入実績はあるか。（試行実施を含め、稼働中のものに限る）	4件以上	3件	2件	1件	0件	30	ER
1	3	基本事項	人員配置	プロジェクト遂行に必要な体制の考え方が具体的に示されており、必要な人員が配置されているか。	具体的に示されており、かつ手厚く人員が配置されていると認められる。	-	必要な人員が配置されていると認められる。	-	必要な人員が配置されていると認められない。	15	ER
1	4	基本事項	有資格者①	プロジェクト統括責任者又はプロジェクト副統括責任者について、以下の資格のいずれかを有しているか。 ・独立行政法人情報処理推進機構「プロジェクトマネージャ試験」 ・一般社団法人PMI日本支部「PMP資格」	両名ともに資格を有している。	-	いずれか1名が資格を有している。	-	両名ともに資格を有していない。	10	ER
1	5	基本事項	有資格者②	プロジェクト従事者の中に、以下の資格のいずれかを有している者（有資格者）がいるか。 ○AWS Certified Solutions Architect - Associate ○AWS Certified Developer - Associate ○AWS Certified SysOps Administrator - Associate ○AWS Certified Solutions Architect - Professional ○AWS Certified DevOps Engineer - Professional	複数名が有資格者であり、かつそのうち2名以上が○の資格のうちいずれかを有する。	複数名が有資格者であり、かつそのうち1名が○の資格のうちいずれかを有する。	複数名が有資格者である。	1名が有資格者である。	有資格者がない。	10	ER
1	6	基本事項	スケジュール	スケジュールが工程ごとに具体的に記載されているか。	スケジュールが具体的に記載されており、工程ごとの作業内容が整理されている。	-	スケジュールが具体的に記載されている。	-	スケジュールの記載が具体的でない。	10	ER
1	7	基本事項	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	以下の認定を受けているか。 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん、トライくるみん又はプラチナくるみん） ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし又はプラチナえるぼし） ③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）	3つ全てを取得している。	いずれか2つを取得している。	いずれか1つを取得している。	-	取組がない。	5	ER
1	8	基本事項	障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成しているか。	-	-	達成している。（従業員40,0人以上）又は障害者を1人以上雇用している。（従業員40,0人未満）	-	達成していない。（従業員40,0人以上）又は障害者を1人以上雇用していない。（従業員40,0人未満）	5	ER
1	9	基本事項	健康経営に関する取組	以下の認定又は認証を受けているか。 ①健康経営銘柄 ②健康経営優良法人 ③横浜健康経営認証 ※③については、法人全体ではなく市内事業者で取得している場合は、その事業所が契約主体となる場合に限る。	-	-	いずれか1つの認定又は認証を受けている。	-	いずれも認定又は認証を受けていない。	5	ER
2	1	機能要件	機能要件対応状況表	機能要件対応状況表への対応状況（全67項目のうち、○で回答されている項目数） ※必須機能について実装状況欄が「×」である場合は、「○」の総数に関わらず、仕様を満たしていないものとして「失格」となる。	全項目が○である	Aに該当せず、64項目以上が○である	A又はBに該当せず、61項目以上が○である。	A、B又はCに該当せず、54項目以上が○である。	A、B、C、Dに該当しない。	40	ER
2	2	機能要件	機能の実現性	提案書、プレゼンテーションの内容を通して、本市が窓口支援システムに求める機能を実現していると認められるか。	必要な機能を十分に備えていると認められる。	-	必要な機能を備えていると認められる。	必要な機能を備えていると認められる。	必要な機能を備えていると認められない。	30	ER
3	1	非機能要件	可用性	自然災害や電源障害等に際し、システムの可用性を高める対策が施されているか。	十分に対策が施されていると認められる。	-	対策が施されていると認められる。	-	対策が施されていると認められない。	10	ER
3	2	非機能要件	セキュリティ	個人情報を取り扱う上で、適切なセキュリティ対策が施されているか。	十分に対策が施されていると認められる。	-	対策が施されていると認められる。	-	対策が施されていると認められない。	10	ER
3	4	非機能要件	拡張性	本市が求める拡張性を有しているか。	拡張性を充分に有していると認められる。	-	拡張性を有していると認められる。	-	拡張性を有していると認められない。	10	ER
4	1	導入支援	職員研修	職員研修の回数、体制、内容等、支障なく稼働できる内容が提案されているか。	-	-	十分な研修内容が計画されていると認められる。	-	十分な研修内容が計画されていると認められない。	10	ER

5	1	運用・保守	運用・保守、支援体制	保守内容や障害対応の体制は適切なものとなっているか。	十分に対策が施されていると認められる。	-	対策が施されていると認められる。	-	対策が施されていると認められない。	10		
5	2	運用・保守	ガバメントクラウド	ガバメントクラウド利用料を低減するための取組を行っているか。	低減に向けた取組が顕著であると認められる。	-	低減に向けた取組が行われていると認められる。	-	低減に向けた取組が行われていると認められない。	10		
6	1	その他	経済合理性	参考見積（イニシャルコスト、ランニングコスト）に対する、提案内容の合理性があるか。※ガバメントクラウド利用料を除く	参考見積に対し高度な提案を行っていると認められる。	-	A又はCに該当しない。	-	提案内容に対し参考見積が高すぎると認められる。	10		
6	2	その他	独自提案	業務説明資料等で定めている仕様以外に、本市にとって有益な提案がなされているか。	特に有益な提案がなされていると認められる。	-	有益な提案がなされていると認められる。	-	有益な提案がなされていると認められない。	20		
7	1	デモンストレーション	操作性全般	デモンストレーションを通して、画面構成や操作方法が、職員の円滑な業務遂行に十分に配慮されたものとなっているか。	職員の円滑な業務遂行に十分に配慮されたものと認められる。	-	職員の円滑な業務遂行に配慮されたものと認められる。	-	職員の円滑な業務遂行に配慮されたものと認められない。	40		
7	2	デモンストレーション	証明書発行	デモンストレーションを通して、スピーディな対応が求められる証明窓口業務の特性を踏まえた仕組みとなっているか。	業務の特性を十分に踏まえた仕組みと認められる。	-	業務の特性を踏まえた仕組みと認められる。	-	業務の特性をやや踏まえた仕組みと認められない。	20		
7	3	デモンストレーション	住民異動届作成	デモンストレーションを通して、住民異動届の作成にあたり市民・職員の負担軽減、利便性向上となる仕組みとなっているか。	負担軽減、利便性向上への効果が大きいと認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果があると認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果がややあると認められない。	20		
7	4	デモンストレーション	手続判定	デモンストレーションを通して、業務システムが保有するデータを最大限活用し、市民・職員の負担軽減、利便性向上となる仕組みとなっているか。	負担軽減、利便性向上への効果が大きいと認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果があると認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果がややあると認められない。	20		
7	5	デモンストレーション	ワンストップ受付	デモンストレーションを通して、制度所管課ではない職員が代理受付することを想定した際に、職員が迷うことなくワンストップ受付を行うことができる、負担軽減、利便性向上となる仕組みとなっているか。	負担軽減、利便性向上への効果が大きいと認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果があると認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果があると認められない。	20		
7	6	デモンストレーション	他部署への引継ぎ	デモンストレーションを通して、他部署で手続を再開する際に、同じことを何度も書く・聞く等が発生せず、市民・職員の双方が負担軽減、利便性向上を実感できる仕組みとなっているか。	負担軽減、利便性向上への効果が大きいと認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果があると認められる。	-	負担軽減、利便性向上への効果があると認められない。	20		
												合計

提案者の選定方法及び受託候補者の特定方法

- 評価項目について、委員長及び副委員長を含む全ての評価委員が与えた合計点が最も高い者を受託候補者として特定します。
- 総合合計点を比較してもなお、受託候補者を特定できない場合には、次の順序で受託候補者を特定します。

- ア 「機能要件」の合計点が上位の者
イ 「非機能要件」の合計点が上位の者

評価方法

各評価項目について、次の評価を行う。

A、B、C、D、Eの5段階評価

評価比率

A:100%、B:80%、C:60%、D:20%、E:0%

配点の計算方法

各項目の配点に評価比率を乗じて計算する。